

防災対策調査特別委員会 会議記録

- 1 期 日 令和 7 年 12 月 22 日 (月)
午前 9 時 24 分 開会
午前 10 時 45 分 閉会
- 2 場 所 第 3 委員会室
- 3 出席委員 委員長 義本 みどり
副委員長 中尾 浩二
委 員 石田 清、岡本 昭治、
北原 大策、清水 寛、
米田 達也
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明員 (別紙のとおり)
- 6 傍聴議員 なし
- 7 事務局職員 主幹兼総務係長 船越 初美
- 8 会議に付した事件 (別紙のとおり)

防災対策調査特別委員長 義本 みどり

防災対策調査特別委員会 次第

日 時：2025 年 12 月 22 日（月） 9：30～

場 所：第 3 委員会室

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 協議・報告事項

(1) 雪害対策について

○都市整備部 建設課

○コウノトリ共生部 農林水産課

(2) 城崎温泉観光レジリエンスマニュアルの作成について

○城崎振興局 地域振興課

(3) その他

4 その他

5 閉 会

防災対策調査特別委員会名簿

=出席不要もしくは欠席

【委 員】

職 名	氏 名
委 員 長	義 本 みどり
副 委 員 長	中 尾 浩 二
委 員	石 田 清
委 員	岡 本 昭 治
委 員	北 原 大 策
委 員	清 水 寛
委 員	米 田 達 也

7名

【当 局】

職 名	氏 名	職 名	氏 名
危機管理部長	畑中 聖史	危機管理課長	松岡 久雄
健康福祉部長	原田 政彦	健康増進課長	宮野 千晶
健康福祉部参事	若森 洋崇	健康増進課参事兼保健センター所長	澤口久美子
コウノトリ共生部長	坂本 成彦	農林水産課長	浪華 誠
		農林水産課参事	村田 光弘
		農林水産課参事	西村 文紀
都市整備部	富森 靖彦	都市整備部次長兼建設課長	久田 渉
		建設課参事	和田 征之
		建設課参事	谷口 浩二
		建設課参事兼国県事業推進室長	北村 省二
城崎振興局長	富岡 隆	地域振興課長	木村 弥江
		地域振興課参事【説明補助員】	橋本 郁夫
竹野振興局長	吉村 容子	地域振興課長	小林 昌弘
日高振興局長	柳沢 和男	地域振興課長	吉田 政明
出石振興局長	木之瀬晋弥	地域振興課長	三宅 徹
但東振興局長	井上 靖彦	地域振興課参事	木下 喜晴
上下水道部長	谷垣 康広	下水道課長	野畑 修身
		下水道課参事	羽渕 浩史
消防長	井崎 博之	本部参事	土肥 貢
		本部参事	井上 光彦

11名

【議会事務局】

職 名	氏 名
主幹兼総務係長	舩越 初美

午前9時24分開会

○委員長（義本みどり） おはようございます。

定刻前ではございますが、皆さんおそろい입니다、ただいまから防災対策調査特別委員会を開会いたします。

改めまして、皆さん、おはようございます。慣れない進行でご迷惑をかけますが、また、今日は途中せき込むかもしれませんので、そのときは替わってもらいますので、よろしくお願いいたします。

いろいろと資料をご準備くださいまして、ありがとうございました。しっかり勉強させていただきます。また、新人議員さんは遠慮なく質問していただいてよろしいですね。新人議員さんからどこまで聞いたらいいんだろうというような疑問点があったんですけども、4年ぐらいいしかわりませんが、取りあえず聞いて、答えられないことは後からということで、遠慮なく質問していただくということで、しっかり勉強してまいります。よろしくお願いいたします。

では、まず、本日の委員会に当たり、当局からの説明補助員として、城崎振興局地域振興課、橋本参事を出席させたいと申出があり、許可をいたしておりますので、ご了承をお願いいたします。

3、協議・報告事項。それでは、3番の協議・報告事項に入ります。

現在、委員会の会議録は市議会のホームページで公開しています。委員会での発言は、委員長の指名の後、マイクを使用して、発言者名を名のってから行っていただきますようご協力願います。また、金額や年月日などの言い間違い、個人情報や未確定事項などについては、不適切な発言がないよう、慎重を期してください。

（1）雪害対策について。まず、（1）雪害対策についてを議題といたします。

それでは、建設課、農林水産課の順に説明をお願いいたします。

建設課、谷口参事。

○建設課参事（谷口 浩二） おはようございます。

よろしくお願いいたします。

私からは、豊岡市除雪計画についてご説明いたします。

1 ページをご覧ください。2025年度除雪計画の概要です。細かい表になっておりますが、各地域の除雪車台数、車道、歩道の除雪延長、消雪装置延長等を記載しております。表の右から3列目の2025合計をご覧ください。車道約630キロ、歩道約115キロ、合計しますと約745キロの市道等を192台の車両により除雪作業を行う計画としております。

2 ページをご覧ください。除雪体制、除雪基準についてです。左に今年度の除雪体制を上げています。除雪体制としましては、都市整備部全体で対応しております。また、各振興局にも情報収集や電話対応等に対応してもらうこととなっております。右側をご覧ください。除雪期間です。12月1日から翌年の3月31日までとなっており、出動基準は各観測地点の午前3時の積雪深が10センチ以上で、今後さらに降雪が予測される場合に出動することとしております。次に、委託業者待機基準ですが、毎日21時に発表される民間情報サービスの予測で、翌朝までに10センチ以上の降雪が見込まれる場合に22時から翌朝4時まで待機するものとしております。

3 ページをご覧ください。先ほど説明しました待機指示エリアになります。AからEの5つのエリアに分け、エリアごとの情報を基に待機の判断しております。

4 ページをお願いします。市の取組についてです。まず1つ目ですが、市保有機械の計画的な更新、増強及びレンタル機械の借り上げにより、必要台数の確保を行っております。2つ目です。国県道と市道の効率的な除雪が行えるように県と協議を行い、路線の交換等により効率的な除雪を努めております。3つ目です。区または地域コミュニティ組織への除雪整備補助により、共助による除雪体制の強化を図ります。さらに、神鍋モデルとして除雪委託路線の一部をコミュニティに委託し市道除雪を地区にもらい、持続可能な地域による除雪体制の構築を

検証いたします。4つ目です。民間事業者等の除雪機械オペレーター不足に対応し、除雪機運転資格取得補助により将来の安定的な除雪体制の維持を図ります。

5ページをご覧ください。先ほど説明しました市の取組についての2項目について、もう少し詳しく説明します。まず除雪機整備事業補助金についてです。市内の自治会または地域コミュニティ組織を対象に、市道、生活道路等の除雪を行うために購入する除雪機について、その購入経費の一部を補助するもので、除雪機1台につき対象経費の3分の2以内で補助します。上限額は150万円としております。下の欄はここ3年間の申請件数と支出した補助金となっております。本年度につきましてはまだ年度途中で、12月現在の数字で支払いを実施していない申請もあることから、見込みとしております。

6ページをご覧ください。神鍋モデルについて説明します。従来、建設業者等に委託していた除雪業務の一部を、関係地区である西気地区コミュニティに委託し、除雪を行ってまいります。除雪業務は、区等が所有する除雪機械で対応し、除雪費用として時間当たりの燃料費及び人件費を支払うこととして契約します。今年度からの取組となりますが、持続可能な地域による除雪体制の構築を検証したいと考えております。

7ページをご覧ください。除雪機械運転資格取得補助金について説明します。近年、全国的に除雪作業への担い手不足が深刻化しており、安定的な地域除雪対策を確立するため、豊岡市内に事業所を置く除雪事業者を対象に補助をします。ただし、本市内の除雪等作業に従事する予定の者に資格を取得させる場合に限っております。補助対象経費については、大型特殊免許及び大型自動車運転免許の取得費用、車両系建設機械運転技能講習の受講費用となります。補助率は3分の1で、上限を20万円としております。負担割合は、兵庫県、豊岡市、事業者でそれぞれ1対1対1となります。現在の申請件数は2件で、5名の申請となっております。

8ページをご覧ください。雪害対策費について説

明します。左の欄には過去3年間の執行状況を記載しております。上段の除雪委託費がいわゆる業者の皆さんに除雪作業を委託したことによる経費となり、大変大きな費用となっております。右側の表が過去3年間の除雪出動日数となっており、出動日数が多い年は、当然除雪委託費も多くなっているのが見て取っていただけると思います。

9ページをご覧ください。最後に、消雪施設の現状と課題について説明いたします。現状としましては、消雪装置延長は市内全域で車道32.7キロ、歩道0.6キロの合わせて33.3キロあります。内訳としましては、先ほど2ページの一番下にも記載しておりますが、豊岡地域10.2キロ、城崎地域5.1キロ、竹野地域8.2キロ、日高地域7.6キロ、出石地域1.3キロ、担当地域0.9キロとなっております。課題としましては、設置年度や詳細情報が不明なものが多く、管理は不具合が生じてから修繕する対症療法的となっております。さらに、老朽施設が多く、毎年のように部分修繕を実施しておりますが、現行の資材と適合しない事案が多く、大変苦慮しております。また、取水施設の不具合が多くあり、必要水量が確保できていない区間があります。

次からのページは、先ほど説明させていただきました消雪装置の各地域の位置図を記載しておりますので、ご清覧ください。

豊岡市除雪計画については以上となります。

○委員長（義本みどり） 農林水産課、浪華課長。

○農林水産課長（浪華 誠） 私のほうからは2023年度から取り組んでおります雪害倒木緊急対策事業補助金についてご説明したいと思います。

1ページをご覧ください。1番の補助制度創設に至った経緯ですが、未整備森林の増加によりまして雪害倒木に起因した停電が頻発しており、特に竹野南地域では3年連続で広域に及ぶ停電が発生しておりました。別紙のとおりとしておりますが、少し2ページを見ていただきたいのですが、2ページに表をつけております。これは2020年度から2022年度にかけての竹野南地域の停電の発生状況

を、関西電力のホームページより抜粋したのになりますが、3年連続で長時間の停電が発生しておりまして、特に一番左側の2020年度は、停電時間という右側のところを見ていただきますと、約3日間にも及ぶ停電となっておりまして、市民の皆さんの命に関わるような重大な事態であり、災害だったと思っております。

もう一回、すみません、1ページに戻っていただきまして、2つ目のボツからになります。地形条件による送配電の特殊事情もあり、倒木の危険性がある電線周辺の立木を伐採することでしか地域住民の冬期生活の安定を確保できないと市としては判断をしまして、市が主体となって関西電力送配電株式会社とも連携をしながら事業の展開を図っております。

その下の囲みのところに、この補助金の財源につきましては森林環境譲与税を活用しております。林野庁から森林環境譲与税を活用して実施可能な市町村の取組の例についてという、これ、通称ポジティブリストと呼んでおりますが、そういう通知が出されておまして、その中に災害対策という項目があります。そこには道路等のインフラ隣接森林における倒木のおそれがある立木の伐採や林縁部の間伐への補助という記載がありまして、雪害倒木対策についてはこの項目に該当すると判断をし、譲与税を活用しております。

2番目の雪害倒木緊急対策事業補助金の概要です。まず、(1)ですが、事業主体は行政区または地域コミュニティとしております。(2)の伐採対象となる立木ですが、送配電施設、電線、送電線よりおおむね20メートル以内の範囲の樹木であって、直径が10センチ以上のもの、それと森林所有者の伐採同意を得た樹木としております。(3)の補助率ですが、1本当たりの上限額を5万円としております。(4)の補助金額につきましては、1行政区当たり500万円を上限としております。

3番の事業実績です。過去2年と今年度の予定を記載しておりますが、事業最終年度となります本年度2025年度は456本の伐採を予定しており

ます。全てが伐採されますと3年間で、合計のところですぐ937本の実績となりまして、補助金の総額も3,324万8,000円となります。

伐採の実施箇所につきましては、別紙の実施箇所図のとおりとしております。3ページをご覧ください。本事業で実施をしました伐採箇所を図面に記した実施箇所図になります。先ほど、すみません、紙で、ペーパーをお配りさせていただいております。このペーパーのほうで2020年度の大規模停電の際に倒木によってどこの電線が切断されたのかということを青と黄色のコメントで表示をされています。竹野町門谷から三原のほうにかけまして倒木による電線の切断といったことが起きております。これと見比べていただきますと、今回の雪害対策事業ではこれらの地域についても危険度の高い立木を伐採しておりまして、竹野町門谷から三原にかけたこの路線について、重点的に取組を進めています。

次に、4ページをご覧ください。事業のイメージです。下の図の青色の点線で囲った部分につきましては、電線に近い周辺の木については、枝の伐採を含めて関電のほうが保安伐採を行っておりまして、そこから山側の倒れてくると送電施設に影響を及ぼすおそれのある電線から20メートル以内の立木を対象に伐採を進めております。

5ページをご覧ください。倒木等の状況です。これは2022年12月の状況ですが、左側の写真のように倒れた木が枝にもたれかかっていたり、右側の写真のように雪の重みで倒れた竹が電線に覆いかぶさっているような状況が、竹野町の門谷から南側では至るところで見られました。

次、6ページをご覧ください。6ページの右側の写真ですが、少し細くて見えにくいんですけども、赤枠で囲った部分に送電線が通っておりまして、倒木によってこの部分に影響を及ぼすものが今回の対象となります。事業主体となった竹野南コミュニティが中心となって地域の要望を取りまとめた上で、森林所有者の同意が得られたものを伐採をしています。

次の7ページから12ページにかけまして事業を行った過去2年の箇所の写真を載せています。左が伐採前、右が伐採後ということで、12ページにかけましてそれぞれ整備状況の写真を載せておりますが、現地を見たら本当よく分かるんですけど、伐採によって森林が整備されて、倒木の危険性というのが本当少なくなったと思っています。

9ページや10ページの写真を見ていただきますと、伐採後の木を持ち出さずに土留めのような形で置かれている箇所もあるんですけども、やっぱり場所によっては置いておく場所がなかったりですとか、ここはたまたま置いておくことができたのですが、置いておく場所がなかったりですとか搬出ができるところについては材として活用ができるよう搬出も行っております。

ちょっとすみません、進んでいただきまして、13ページから15ページにかけまして、本事業の伐採作業を行ってもらったコウノトリ森林組合の作業風景写真を載せています。13ページの写真では、背の高い木をチェーンソーで切断した後、小さく小分けに切り分けたりですとか、14ページの写真を見ていただきますと、左側の写真では少し高いところからの伐採作業であったり、右側の写真は、道路側、電線側に倒れてこないようにクレーンでつり上げながら作業を行っていただいているということで、結構場所によっては少し苦勞されて伐採をされているなというような感じが見受けられます。

最後になりますけれども、最後のページ、15ページには伐採後の切り株の写真を載せています。補助の要件で直径10センチ以上のものを対象としておりますので、その確認のために撮った記録写真になります。右側の写真のように直径が50センチを超えるような大きな木もありまして、これらの木の事前伐採によって長時間の停電の可能性は大きく軽減されたと思っております。

説明は以上になります。

○委員長（義本みどり） ありがとうございます。

説明は終わりました。

質問等はございませんか。

清水委員。

○委員（清水 寛） 幾つか質問したいと思います。

まず、建設課のほうの除雪計画についてです。実際に地域のほうで日高みらい会議という中でアンケートを取ってる中で、非常に多くの要望が載っているのが除雪の項目です。皆さんやはり除雪についてはもう本当に生活に直結しているということと、高齢化でなかなかその作業ができないということで、現状のいわゆる除雪路線に入れてほしいという要望は我々も区のほうからもたくさんあると思うんですけども、なかなか難しいというのが今ずっとお聞きしているところです。そういう意味で今回の神鍋モデルの検証という部分では、除雪路線にとらわれることなく、もっと、何というんですかね、柔軟な対応というのを目指すのかなということで、今の検証の先というのをどのように考えているのかというのが1点お聞きしたいのと、実際各区のほうで、市のほうではなかなかということで対応されてるという事例はよくお聞きするんですけども、そういう意味では区のほうで除雪業者などをお願いをした場合に、それに対する何らかのケアがあってもいいのかなというふうにも思うんですけども、その点について、その2点についてお聞かせください。

○委員長（義本みどり） 谷口参事。

○建設課参事（谷口 浩二） まず、1点目の神鍋モデルのその先のことのご質問をいただきました。いろいろと所内では話はするんですけども、いろいろなことをやっていただいて、横断的に地区が実施する除雪路線が増えていったらというようなことも考えております。ただ、初めてやる試みでもありまして、いろいろとまだ今後問題点等も出てくるし、また、その地区、地域地域にもいろんな問題を抱えられてるところがあると思いますので、その辺りをいろいろと検証していきながら、今後広がっていけたらと思っております。

あと、区の補助ということなんですけれども、これを言うとなんとなく叱られるかも分かりませんが、その地区でやるお金をつてなると、費用の負担がかなり大きくなってございます。先ほど説明しま

したけど、除雪に対しての費用がかなり大きな費用となってる中で、何とか今は地区に頑張ってもらえるからということで除雪の機械の補助をさせていただいておりますので、おっしゃっとることはよくよく理解しているつもりですので、今後また考えていきたいと思います。以上です。

○委員長（義本みどり） 清水委員。

○委員（清水 寛） 恐らくそういう答えだろうなというふうに思っていました。特に神鍋の場合は除雪機械がありきというところの話をされてるので、各区ではなかなかそこまでというのは難しいなというふうに思います。ただ、市のほうでも除雪機の補助をしていると言いながら、オペレーターのほうが区の役員さんがされるケースって多いと思うんですけども、ほぼほぼ高齢化で皆さんできないという現状が多いと思います。そういう意味では、現状の形はもうほぼ多分、除雪の数そのものもすごく減ってきているのかなと思うので、できるところは多分もう最初のほうに手が挙げられてるんですけども、やはりその対応ができないから手を挙げてない。なおかつ、高齢化ということもあって、皆さん今まで頑張って除雪された方々ももうできなくなってきたという意味では、新しい多分やり方というのを検討するべきだなというふうに思います。今すぐ答えというのは出ないと思いますけども、その点についてはしっかりと考えてほしいなというふうに思います。

いいですか、続けて。いわゆる農林のほうの雪害倒木なんですけども、実際雪害に限らず道縁の森林環境を整備するということがまずありきなんだろうなと思います。今回のケースでいえば、ほとんど竹野というところがあれば、あるんですけど、この部分もやはりいわゆるコミュニティさん、竹野南さんが積極的に関与されてるから所有者の方とかがしっかり分かる、だから整備ができるということだと思います。逆に言えば、そこの部分というのは行政ではなかなか担えないので、言われても実はなかなかできないというケースのほうも多いのかなと思うんですけども、そういう意味で、ほかでもちら

ちらと問合せがあるのかどうか。また、そういう意味では所有者というところがどこまで認識できているのかというところをお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（義本みどり） 浪華課長。

○農林水産課長（浪華 誠） 問合せにつきましては、雪害倒木対策事業は過去にも市広報などで周知させていただいたことがあるんですが、この事業を使いたいと手が挙がるようなことはこれまでなかったんですが、ただ、委員おっしゃるように、道縁の倒れてきたら怖いなっていう可能性のある木については市民の方からも問合せがあったりしまして、農林水産課ではいろいろと補助メニューをつくっております。森林環境保全対策事業補助金という、3分の2の補助金がありまして、危険な木、例えば民家裏ですとか道路縁ですとか、危険な木を伐採するときに、それも区が主体となっていただくんですけど、そういった場合に3分の2の補助金を交付したりですとか、新しく創設したバッファゾーン整備補助金、昨年度から創設しましたが、本年もたくさん本当に問合せをいただいております、そういうバッファゾーンにつきましても委員おっしゃるような、例えば道縁ですとか、獣害というか獣が出てくるようなところって市内でも大体そういうところだと思うんですけど、そういうところの整備にということで本当たくさんの要望をいただいておりますので、今ご紹介させていただいたような2つの補助金なんかで来年度も対応していきたいと思っております。

あと、森林所有者の特定なんですけど、やはりこちらのほうではなかなか特定も難しいというのもありまして、補助金という形にしてるのも、市が主体となるとなかなかその辺の絡みのところが難しかったり時間がかかったりしますので、やはり地域のことは地域の方がすごくご存じですので、森林所有者の方の同意も含めて地区のほうから補助金という形で申請いただくということで行ったほうが、スピード感を持ってできるんじゃないかなというふうに思っておりますので、今後もそういう形で進

めていきたいと思っています。以上です。

○委員長（義本みどり） 清水委員。

○委員（清水 寛） やはり関心が高いというときが多分整備するにしても何にしてもチャンスだと思います。そういう意味ではしっかり周知をしてもらうということ、また補助金もこういう補助金で、名前であって堅い内容ではなくて、こういうケースのときはこういう補助金がありますよということで、事例を先に出してもらった形のほうがいいのかなというふうに思います。当然、樹木がっていうだけではなくて、竹林なんかは逆に言えば成長が早いものですから、毎年のようなことにもなりかねないですし、道路を走っていると、何ですかね、木が覆いかぶさるような形になって、背の高い車が通った形のブロックカットのような形でへこんでるようなケースもよくよく見受けられます。そういう意味では、やはりみんな通りながら気にはなってるんだけどどうしたらいいかっていうのが分からないこともたくさんあるのかなと思いますので、しっかりと周知をしてもらうことと、気がついたときに、その地区の方にやっぱりその木があるときには伝えるのが一番強いと思いますから、各区長さんに要望がたくさんあっていうふうにはあるんですけども、そういう意味では使ってもらえたらということで、これは農林のことだけに限らず、各区長さんには市のほうで、区が、要はより整備が進むというメニューをしっかりとまとめたものを分かりやすくつくって提案してほしいなというふうに思います。以上です。

○委員長（義本みどり） ほか、ありませんか。

岡本委員。

○委員（岡本 昭治） 2ページの除雪体制・基準のところの2ページの業者待機基準というのがあります。これは時間が何時から何時までというのは分かるんですけども、その中で22時から翌朝4時までの待機をするものとなっていてますけど、このときの例えば費用弁償とかが当然出てくるわけですね。もしくは、教えていただけるんだったらどれぐらいの費用かというのが一つあります。

続けていいですか。それと、3ページです。待機指示エリアというのがありますけども、このエリアの配分の基準というのは多分業者なのか積雪の度合いとかって多分あると思うんですけど、どういう基準でエリアを分けておられるかということ。

それと、先ほど話が出てました神鍋モデルの中で西気地区のコミュニティがされるということになっているんですけども、これに至った理由と、ここがされようとした理由と、今、除雪機が何台で何人、体制は多分変わるんでしょうけども、除雪機何台ぐらいでやられるのかという、今の3点、お願いします。

○委員長（義本みどり） 谷口参事。

○建設課参事（谷口 浩二） まず1つ目の質問の待機料なんですけれども、積算で待機料として計上をしております。その費用については1時間何円ということで、いろんなパターンがあって、機械の大きさだったり助手が必要なところ当然待機の時点で2人が待機しないと出勤できないというようなこともありますし、いろんなパターンがあるんですが、ざっくりでよろしければ、大体1時間単価約6,000円ぐらいの待機料をお支払いして、それに経費等々でやって、もう10万円近くのお金を待機料としては計上しておるような状況にあります。

あと、指示エリアなんですけれども、これもっと細かくすることも可能だとは思いますが、なかなか細かくしてもあれなんで、今のところは大体城崎、竹野、豊岡、日高、出石、但東というような形のざっくりとした5地域ということでエリア分けをさせていただいております。

あと、神鍋モデルに至った経緯といいますか、背景なんですけれども、数年ほど前から豪雪地帯の神鍋地区さんといろいろと対話をさせていただいておりまして、先ほども申しましたとおり、除雪機械の補助はしていくんですけども、地区で頑張っているから燃料代でも出ないのかみたいな対話がずっとありました。その中で我々としても何ができるかなということを考えていまして、すぐに除雪路線を増やして手広くするというのはいろんな面でも難し

いということも感じてましたので、一度そういったことで、既存の除雪路線を機械を持っておられる地元の方にやっていただいて、その費用が払えるのだろうかというようなことの話から、地元にご相談に事前に行きまして、もともと業者さんがやっておったところですけどもどうですかっていうようなことで話をしたら、やってみるということの了解がいただけましたので、今回お願いしておるような状況です。

台数ですけど、今のところ西気コミュニティ地区で3台のほうの追加をしております。ただ、地元さんが運転する機械なので基本的には小型の歩道除雪であったり、一部そこの業者さんがおられるところが回るというような話になると、大きい機械ということもなってます。基本的には3台だったと思います。以上です。

○委員（岡本 昭治） 分かりました。

もう一つは、倒木のところで、すみません、消雪装置の延長距離というのがあるんですけども、これはあくまでも市が管理しているところの距離の延長になるんでしょうか。消雪、3.3キロやったっけ、何かちょっとごめんなさい。設置延長は市内全域で車道3.2.7、歩道0.6、合わせて3.3.3キロの、これは市が管理しているところということで理解してよろしいんでしょうか。

○委員長（義本みどり） 谷口参事。

○建設課参事（谷口 浩二） 消雪装置は市道の延長です。

○委員（岡本 昭治） 分かりました。結構です。

○委員長（義本みどり） ほか、ないですか。

○副委員長（中尾 浩二） 義本委員。

○委員（義本みどり） すみません、基本的なことなんで分からないんですけど、教えてください。除雪のオペレーターさんが不足しておるみたいなのを、除雪のオペレーターさんってそもそも何かどういいう要件があつてとか、どんな人ができるというような、もし条件とか講習会があるんだとかそういうことがあったら教えてください。

もう1点なんですけど、除雪、早朝にされた後、

日中降ったときってどういう対応、たしか議会でも質問になってたかなと思ったんですけど、ちょっと忘れたので、ごめんなさい、教えてください。

○副委員長（中尾 浩二） 谷口参事。

○建設課参事（谷口 浩二） まず、オペレーターなんですけども、すみません、基本的には大型特殊免許と大型自動車運転免許と車両系の建設機械運転技術講習、この補助をしている3つは要ります。ただ、機械によっては大型特殊が要らない場合であるとか、歩道の除雪機であれば特になくてもいいんだとか、普通免許でも走れるっていうことはあるんですけども、その3点を持っておられれば基本的にはできると思っております。

あと、日中降った対策なんですけれども、除雪にはスポット的な形で向かうこともあるんですけども、市道とか国道もそうなんですけども、1回皆さんの車が走られて固まってしまうと、そんなに除雪機械優秀ではないんで、軟らかいうちに押すという性能になってますんで、行ってもただの交通の邪魔になるようなこともあります。ですけど、言われたところに対応可能なところはパトロールもしますので、対応するという状況です。ただ、やっぱり多く車が通るところは無理に行くのはなかなか難しいなということを感じております。以上です。

○副委員長（中尾 浩二） 義本委員。

○委員（義本みどり） となると、オペレーターさんのほうなんですけれども、歩道をよくやってる、ことごと、この辺から出るやつ、あれは資格は、普通免許要るんですか。

○副委員長（中尾 浩二） 谷口参事。

○建設課参事（谷口 浩二） 何も要らないと思います。

○副委員長（中尾 浩二） 義本委員。

○委員（義本みどり） ただ、あれ事故とかも結構多いように、事故とかもよくあつて気をつけてくださいみたいなのを消費者庁からのチラシとかをよく見かけることは、倒れて転倒して死亡事故とかあるんですけども、あれを使う場合って何か講習が義務づけられたりとかそんなことはあるんですかね。

○副委員長（中尾 浩二） 谷口参事。

○建設課参事（谷口 浩二） 今回の勉強してみる限りは恐らく引っかかってこなかったと思うんですけど、改めてもう一度調べて、ご連絡させていただきます。

○副委員長（中尾 浩二） 義本委員。

○委員（義本みどり） 急ぎませんので、よろしくお願いいたします。

それと、先ほどの日中なんですけれども、それは業者の判断ではなくて市民の方とかいろんな方からここがえらい日中大変になってるかという連絡があってから指示を出していくというような体制でよろしかったんですかね。

○副委員長（中尾 浩二） 谷口参事。

○建設課参事（谷口 浩二） 基本的には要望等とか、振興局通じてどこどこが積もって困っておられるというようなことがあれば確認してついてもありますし、聞くところによると市民の皆様が直接業者さんのほうに連絡されて、来れんかみたいなことで行かれとるということも聞いております。実際に除雪路線をやっていただいたことについては報告を後から受けますので、それで把握しておるような状況になります。

○副委員長（中尾 浩二） 義本委員。

○委員長（義本みどり） 分かりました。ありがとうございました。

ほかには質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（義本みどり） じゃあ、また後で思いついたことがありましたら、直接伺って尋ねたいと思いますので、よろしくご対応お願いいたします。

それでは、ないようですので、雪害対策についてはこの程度でとどめておきたいと思います。

（２）城崎温泉観光レジリエンスマニュアルの作成について。

次に、報告事項として城崎振興局から報告についての申出があり、これを許可しておりますので、ご了承願います。

それでは、城崎振興局から城崎温泉観光レジリエ

ンスマニュアルの作成について説明をお願いいたします。

橋本参事。

○城崎振興局地域振興課参事（橋本 郁夫） それでは、城崎温泉観光レジリエンスマニュアルの作成について説明をさせていただきます。

城崎温泉では、観光に关します災害対応マニュアルを作成しましたので、そのご確認をお願いしたいと思います。資料はデータで、観光レジリエンスマニュアルの作成について、観光レジリエンスマニュアル第1版（案）、マニュアル別添資料集をおつけさせていただいております。あと、分かりやすいようにマニュアルと別添資料集、そして災害対応多言語フレーズ集を、紙面でもお配りさせていただきました。説明は、観光レジリエンスマニュアルの作成についてというほうで説明させていただきます。

では、説明資料2ページをご覧ください。1、経過と背景について。（1）城崎温泉では以前から災害における観光客対応についてのルールづくりの必要性を認識していましたが、外国人従業員や観光客が増えたこと、2024年元旦に発生した能登半島地震では豊岡市にも津波警報が出て、城崎温泉街でも混乱が発生した状況などから、早期にルールづくりに取り組むこととしました。

（2）今年は北但大震災100年の節目に当たり、城崎温泉町ぐるみで観光業における防災と事業継続の取組をまとめた城崎温泉観光レジリエンスマニュアルを作成することとし、検討会議を設置いたしました。

（3）4回の会議を重ねまして、マニュアルを取りまとめました。マニュアルは城崎温泉の観光関連事業者が連携し、災害に立ち向かうために必要な事項を、分かりやすく活用しやすいものとしたしました。

資料3ページをご覧ください。2、観光レジリエンスということで、レジリエンスとは困難等からの回復力や弾性、しなやかさを意味する言葉で、観光の分野では観光レジリエンスとして、災害等に対面したときに観光関連事業者が状況に耐えると同時

に適応し、復興する能力を指します。日本では東日本大震災以降に注目されるようになった考え方です。下の囲みは2024年11月に仙台市が開催された国際会議、観光レジリエンスサミットで採択された仙台声明になります。本マニュアルもこの声明に沿うように作成しております。

4ページをご覧ください。3の取組の流れ、マニュアルに沿った取組につつましてですが、観光関係者がまずそれぞれのリスクの把握、評価を行い、それを基に防災、事業継続対策の検討と導入を行い、災害が発生したときには計画に基づき防災、事業継続対応を実施し、復旧、復興へと向かっていきます。これらがしっかり実施されるためには、教育、訓練、演習及びマニュアルの見直しの実施を継続的に行うことが必要となります。

5ページをご覧ください。4、マニュアル運用のスキーム、枠組みになります。マニュアルの運用主体は観光協会、旅館組合、湯島財産区等の関係関連事業者と設備業者、食材卸売業者等の関連事業者となります。そして、左の囲み、JR全但バス等の公共交通機関、また右の囲み、豊岡市、消防、警察、町内会等の行政、地域等が連携していくことになります。この連携の範囲は今後演習等を基に検討し、整理していくこととなっていきます。

では、資料6ページをご覧ください。5、マニュアルの目次となります。このマニュアルは第1章、観光レジリエンスの取り組みを始める前に、第2章、観光レジリエンスの実践、第3章、参考情報の3章で構成されており、この後、概要を説明させていただきます。

7ページをご覧ください。6、本マニュアルの概要です。第1章、観光レジリエンスの取り組みを始める前にということで、横にP3と記載していますが、これはマニュアルのページ番号で、時間の都合上、マニュアルでの説明は行いませんが、参考に記載しております。1、観光関連事業者における防災と事業継続の違い。防災は従業員や観光客の命と財産を守るとし、事業継続は危機発生時に観光商品やサービスの供給を継続し、従業員の雇用を維持する

としています。2は、観光レジリエンスについて、先ほど説明した内容になります。3は、城崎温泉の自然災害リスクで、地震、洪水、土砂災害、雪害などを対象としています。

続いて、8ページをご覧ください。第2章、観光レジリエンスの実践。1、復旧の最優先事項ということで、（1）防災の観点としましては、従業員及び観光客の安全確保が最優先としております。（2）事業継続の観点では、ア、温泉街全域が被災したときは、共同浴場である外湯の復旧を最優先としております。100年前の北但大震災でも外湯の復興を優先して行われてきました。イ、一部の被災発生では、業種を超えた連携によって被災対象の復旧を行うとしております。

2、外国人旅行者、従業員への対応ということで、外国人の特性に合わせるジャパン・ビジター・ホットライン、これは政府のコールセンターになります。Safety tips、こちらは災害通知アプリになります。これらの多言語対応ツールを積極的に活用すること。次に、信仰や文化的な価値観の違いに配慮した備蓄品等の確保を行う。外国人従業員に対して日本の災害リスクに関する周知徹底、災害対応教育を行うとしています。東日本大震災では日本での災害についての情報共有が足りなかったためか、外国人労働者が災害に驚き、突然帰国して連絡が取れなくなったようなことがあったと聞いております。

次に、9ページをご覧ください。3の復興に向けた取組ということで、復興は速やかな復旧だけでなく、被災経験から得た教訓を生かした、よりよい復興を実現します。（1）多用な関係者との連携協力は、城崎温泉の町全体が1軒の宿をコンセプトに、合同訓練の実施や備蓄品、資機材の共有ルールの整備、風評被害対策を行います。（2）被災経験を生かした復興は、復興ツーリズムや復興関連商品やコンテンツ等の企画開発を通じて、地域経済の活性化と持続的な発展へつなげていきます。（3）教育、訓練と見直しは、本マニュアルの内容を確実に実践できるよう、定期的に教育、訓練、演習を実施し、

マニュアルの内容を見直すことが必要としております。

10ページをご覧ください。第3章、参考情報ということで、1、災害対応に活用できる各種テンプレートで、紙でもお配りさせていただきましたが、テンプレート、資料集となります。ここでは8種類テンプレートを作成しております。これはこのマニュアルを実践していくときに使っていくテンプレートで、資料1としまして、災害対応チームメンバー一覧表で、こちらは各職場で誰が何を担当するかをあらかじめ決めておくものや、資料3、安否確認一覧表は、従業員の一覧を作成しておき、スムーズに漏れなく安否確認をするときに使います。資料4では被害状況のチェックシートで、施設、設備の損害状況の確認に使います。このようなマニュアルの運用に必要なテンプレートを用意してございます。

また、説明書に戻ります。2、災害発生時に活用できる各種ツール、日本政府、公的機関、民間企業などが災害の発生時に活用できる各種ツールを開発し、無償提供していますので、そのサービスを活用いたします。災害時に使えるWi-Fi、フリーWi-Fiになりますが、00000JAPAN（ファイブゼロジャパン）というもの、通常のWi-Fiが災害時に災害用のものに切り替わるものですが、そういったものや、民間企業や行政からの情報をスマートフォン等で得られるQRコードなども記載されています。資料としてお配りしています災害対応フレーズ集もこの中に記載されているもので、観光関連事業者が災害時に使うフレーズ、例えば安心してくださいとかここは危険ですとか、そういったものが英語で書かれているものになります。

3、3つ目には城崎温泉における北但大震災の記録が記載されております。

11ページをご覧ください。7、今後の取組としまして、本年度はマニュアルを作成いたしました。協力いただきました防災コンサル会社によりますと、観光レジリエンスマニュアルの作成は日本初の取組ではないかとお聞きしておりますので、ジャパ

ン・レジリエンス・アワードへ応募しようという予定をしております。そして、来年度、2026年度はマニュアルの定着事業ということで、机上での想定訓練、避難の実施訓練を行い、必要に応じてマニュアルの改定を行います。また、あわせまして、城崎振興局災害対応マニュアルの見直しも予定しております。2027年度以降はマニュアルの本格運用と磨き上げを行ってまいります。

最後、資料12ページをご覧ください。8の検討会議の経過としまして、1、検討会議メンバーですが、城崎の観光、商工関係者、住民、公共交通機関、消防関係者など、次の各団体から参加いただきました。2番の経過ですが、レジリエンスマニュアル策定までのスケジュールということで、まず8月に観光レジリエンスとは何かというようなセミナーを開催いたしました。これまで4回検討会議を開催し、最終4回目の12月8日に内容につきまして合意をいただき、現在、マニュアルの最終整理を行っている状況でございます。

急いで説明させていただきましたが、説明は以上となります。

○委員長（義本みどり） ありがとうございます。

質問があれば、挙手お願いいたします。

清水委員。

○委員（清水 寛） この説明、2回目、私は建設経済でもお聞きしたので2回目なんで、実はそれちょっと気がついたところがあるんでお聞きするんですけども、これは今回のいわゆるマニュアル作成の視点の部分で少し、行政側から見た視点の部分というのが落ちてるといところが1点あるんです。というのは、実は観光地としての再生というのが主な取組のテーマなんですけども、市のほうとしては実はコロナのときもそうなんですけども、城崎温泉旅館協同組合さん、あと日高神鍋観光協会とは、災害時に旅館やホテルの借り上げをするということで協定を結んでるといようなことがあります。そういう意味では、その点というのは実は観光地としてだけではなくて外から受入れをする、しかもそれは長期ということではなく短期として、やっ

ぱりこういう宿泊施設を多く抱えている地域だからこそほかの地域に役立つというような部分の視点がこの計画の中には全く盛り込まれてないということで、それは市のほうの計画で別途拾うということなのか、やはりここには一文加えるべきなのかという、その点についてどのようにお考えでしょうか。

○委員長（義本みどり） 橋本参事。

○城崎振興局地域振興課参事（橋本 郁夫） ありがとうございます。城崎振興局としまして、市民が被災した際におきまして、避難先ということで旅館組合と提携を組ませていただいております、そこらも検討会議のほうでは話はさせてもらいましたが、このマニュアルではあくまで観光の内容を主体ということで、そちらのほうの記載はあえてさせてはいただいていません。

○委員長（義本みどり） 清水委員。

○委員（清水 寛） そういうお考えであれば全然それはそれでいいのかなというふうに思います。ただ、振興局としては常にそういう意識というのは持っていたきたいというふうに思いますし、また、恐らくこの金額が、たしか1日当たり7,000円ぐらいの金額だったかなと思うんですけど、恐らく今、これ多分僕が質問したときが2022年ぐらいなんで、実勢、今の価格とは随分離れてるのかなというふうにも思います。そういう意味では少し価格改定とかそういう部分の検討というのもしてほしいなと思うんですけど、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○委員長（義本みどり） 橋本参事。

○城崎振興局地域振興課参事（橋本 郁夫） 確かに提携を結んでから年数がたちますので、今回を機会にその辺りも見直し、確認をさせていただきたいと思います。

○委員長（義本みどり） 富岡局長。

○城崎振興局長（富岡 隆） 価格的なものにつきましては、今、当時のときの物価が違うのでということなんですけど、流れとしましては県のほうの旅館協同組合ですとかそういったところの関連もご

ざいますので、県内全体の状況を見ながら、また旅館協同組合とも相談しながらまた詰めていきたいなというふうに思っております。

それから、1点目のほうのご質問のほうですけども、災害時協定につきましては、城崎振興局と旅館組合がしていくことになりますので、それは市の災害マニュアルの関係なのかなというふうに整理しております。今回は観光客、まさに城崎温泉にお泊まりの観光客の皆さんとか従業員の皆さんを事業者自らが安全確保したりしていくということのスキームで組んでおりますので、先ほど説明させてもらいましたように、区分けしながら進めていきたいなというふうに考えております。以上です。

○委員（清水 寛） 結構です。

○委員長（義本みどり） もういいですか。

○委員（清水 寛） はい。

○委員長（義本みどり） ほかにございませんか。

岡本委員。

○委員（岡本 昭治） 今、清水委員が確認された中に入ってるんか分かりませんが、当然、今この内容は観光客と従業員ということになってますけども、城崎自体の町は当然市民の方もいらっしゃるわけですので、一つの災害が発生したときにこのマニュアルと市民対応のマニュアルというのは別にあって、同じように運用していくということになっているのか別々になるのか、その辺。

○委員長（義本みどり） 富岡局長。

○城崎振興局長（富岡 隆） むしろ市民向けのマニュアルのほうがずっとございまして、それが11ページに書かせていただいております、来年度に城崎振興局の災害対応マニュアル、市民向け、こちらのほうで市民向けのマニュアルがあったりしますし、それから市民の方を基準にどれくらい避難されるかということで避難所がつくられたり、備蓄品も掲載されてるんですけども、実は観光地でありながら観光客対応のところがはっきり明記されていなかったということと、それから、じゃあ避難所のところに観光客の方も市民の方も一緒に来られると、多分振興局の職員のマンパワー、能力ではとても対

応できないというところも課題としてありましたので、市民向けの方のほうは今までどおりで、今まで決まっていなかった観光客向けのところを事業者の方を中心に対応できないかということと一緒に考えてつくってきたということがございます。ただ、今回勉強させてもらって、やっぱりマニュアルというものはそれを読んだら人が動けるといふところまで分かりやすくしたほうがいいのかというところが勉強になりましたので、市民向けの災害対応マニュアルにつきましても、お配りしておりますこういうテンプレートとかを活用しますと、随分職員も分かりやすく行動ができるなということが分かりましたので、併せて市民向けのほうも役割ごとにマニュアルをつくっていきたいなというふうに考えておりますので、市民向けのほうが抜けてるということではなくて、もともとあって、観光客のほうがなかったという、そういう状況になっております。以上です。

○委員長（義本みどり） 岡本委員。

○委員（岡本 昭治） 今説明のあったとおりでいいと思うんですけど、ただ、災害って発生してしまうとマニュアルどおりには当然いかないで、市民の方も観光客も一緒にがっとなられる場合もありますので、なかなか難しいところかなと思いますけども、その点は十分留意していただいて、運用していただきたいと思います。

○委員長（義本みどり） ほか、ございませんか。

ほかにないようですので、城崎温泉観光レジリエンスマニュアルの作成についてはこの程度でとどめておきたいと思います。

以上で当局側に説明願う協議、報告事項は終了いたしました。

この際、委員の皆さん、当局の皆さんから何かご発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（義本みどり） なければ、以上で当局職員の皆さんは退席していただいて結構です。どうもお疲れさまでございました。ありがとうございました。
暫時休憩します。

午前 10 時 24 分休憩

午前 10 時 29 分再開

○委員長（義本みどり） じゃあ、休憩前に引き続き委員会を再開します。

3、その他。それでは、次回の委員会で特に調査研究を進めたい事項があれば、ご協議いただきたいと思います。

暫時休憩します。

午前 10 時 29 分休憩

午前 10 時 41 分再開

○委員長（義本みどり） 会議を再開いたします。

では、今回のテーマや管外視察、管内視察等にいろいろアイデアをいただきましたので、これを基にまたちょっと副委員長と一緒に検討して、当局の皆さんの準備が、どのような準備が可能かということ等を検討させていただきたいと思います。

さて、ちょっと暫時休憩します。

午前 10 時 42 分休憩

午前 10 時 45 分再開

○委員長（義本みどり） じゃあ、会議を再開いたします。

では、今日の会議はこの辺で閉めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（義本みどり） では、皆さん、よろしくお願ひいたします。お疲れさまでした。

午前 10 時 45 分閉会
